

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日 裁 決

主 文

〇〇厚生年金基金が平成〇年〇月〇日付で審査請求人に対してした特別掛金〇億〇〇〇〇万〇〇〇〇円の納入告知処分は、これを取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

審査請求人 (以下「請求人」という。) の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第 2 審査請求の経過

- 1 請求人 (以下、厚生年金保険法 (以下「法」という。) に規定する掛金の納付義務者 (設立事業所の事業主) を指す場合以外は、「本件会社」という。) は、昭和〇年〇月〇日に a 社 (注: 旧社名。昭和〇年〇月〇日に現社名に変更) として設立され、〇〇県下で〇〇販売及び〇〇工事業を営んでいた。そして同社は、厚生年金保険の適用事業所 (以下「厚年適用事業所」という。) であって、〇〇厚生年金基金 (〇〇県に所在する、主に、建設業法に基づく〇〇工事業を主たる業とする厚年適用事業所を設立事業所とする、総合型厚生年金基金。以下「保険者基金」という。) の設立事業所の一つ (平成〇年〇月現在の加入員数〇〇〇名で保険者基金の加入員数の〇〇%を超える最大のもの) でもあったところ、平成〇年〇月〇日付で会社法第 5 章の規定に基づく会社分割を行い (以下、この会社分割を「本件会社分割」という。) 、同日、加入員〇〇〇名が b 社 (b 社 (以下「b 社」という。) の「b 社〇〇」政策 (地域における顧

客サービス業務のワン・ストップ化) に応じて、c 社、d 社、e 社及び本件会社が、c 社 (f 社がその株式の 100% を保有していたが、同社は全株式を b 社に売却) の商号変更をする形で新たに設立されたもので、その筆頭株主は、〇〇. 〇% 保有の本件会社で、b 社は〇〇. 〇% 保有。以下「b 社〇〇」という。) に移り、彼らは、〇〇厚生年金基金規約 (以下「本件規約」という。) 第 39 条の規定に従い、保険者基金加入員の資格を喪失した。なお、本件会社で従来 b 社関連の業務 (注: 〇〇事業の比率は〇〇%) に従事していなかった〇名は、b 社〇〇に移ることなく、加入員として残った、とのことである。

- 2 保険者基金はかねてから厚生労働大臣に本件規約の変更の認可を申請していたところ、当該認可は、平成〇年〇月〇日に、同年〇月〇日付で行われた (なお、当該認可された「〇〇厚生年金基金規約の一部を変更する規約」 (以下「本件変更規約」という。) の附則は、「この規約は、認可の日から施行し、平成〇年〇月〇日から適用する。」と規定している。)
- 3 保険者基金は、本件変更規約により変更された本件規約附則第 10 条及び第 11 条を本件会社分割に適用し、脱退時特別掛金の額〇億〇〇〇〇万〇〇〇〇円を平成〇年〇月〇日までに納入するよう、同年〇月〇日付で、請求人に対し、告知した (以下、この納入告知を「原処分」という。)
- 4 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し審査請求をした。その不服理由の主なものは、以下のとおりである。

「略」

### 第 3 問題点

- 1 法第 138 条第 5 項は、厚生年金基金の「設立事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当

該設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収する」、と規定している。なお、設立事業所が減少するわけではないが、本件のような会社分割、営業の一部譲渡等をした設立事業所に係る加入員が減少することによって、他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときについても、法第138条第5項を承けた形で、独自にその規約で、当該会社分割等を行った設立事業所から、設立事業所の減少の場合と同様の掛金の一括徴収をしている厚生年金基金が存在している（以下、設立事業所の減少時（設立事業所の脱退時）に準じて、会社分割時等の際に一括徴収される掛金を、便宜、「会社分割時等特別掛金」という。）。

2 保険者基金は、前記第2の2にあるように、本件変更規約により、掛金の一括徴収の範囲を設立事業所の任意脱退から会社分割、営業譲渡等に拡大した（本件変更規約による変更後の本件規約附則第10条及び第11条。以下、この変更後の本件規約附則第10条等を「本件脱退時特別掛金賦課規定」という。）。そうして、前記第2の2にあるように、上記規約の変更が平成〇年〇月〇日に遡って適用されることとなっている（本件変更規約附則）。

3 本件の問題点は、本件における具体的事実関係と前記1及び2の関係規定に照らして、本件会社分割に本件脱退時特別掛金賦課規定を遡及適用することが適法かつ妥当といえることができるかどうか、である。

#### 第4 審査資料

「（略）」

#### 第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 前記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件の場合、厚生年金基金という公法人が賦課する脱退時特別掛金が問題になっているが、当該基金は国が行っている厚生年金保険事業

の一部を代行し、それに必要な資金を調達するために脱退時特別掛金を含む掛金を賦課しているのであるから、掛金の法的性格は厚生年金保険の保険料と基本的には同一のものと解してよい。

- (2) このことは、法第141条第1項の「掛金その他この節（注：法第9条第9章第1節）の規定による徴収金」について、厚生年金保険料に関する第86条から第89条までの規定が準用されることで、厚生年金基金が徴収する掛金につき、厚生年金保険料同様、簡易迅速な手続で、裁判判決に基づくことなく強制徴収する権限が厚生年金基金に与えられていることから、明らかである。
- (3) 徴収者に強制徴収の権限が与えられている点において、厚生年金保険の保険料は、健康保険の保険料ないし国民健康保険の保険料・税と基本的に同様の性格を有していると言える。租税については、憲法第84条による租税法律主義の適用があり、この租税法律主義は、課税要件法定主義、課税要件明確主義等と並んで租税法規不遡及の原則を包含するものと解されている。一方、健康保険料、厚生年金保険料等の社会保険料については、租税法律主義の適用については議論があり得るところ、請求人は、前記第2の4にあるように、遡及適用は、租税法律主義の趣旨に反し違法である旨申し立てているので、まず、この点について検討する。
- (4) 租税とは、一般に、①国家が広く公共サービスを提供するために必要な資金の調達を目的とすること（国家資金調達性）、②特別の給付に対する反対給付（対価）ではないこと、③一方的、権力的に徴収されること（強制性）の3要件を備えていると言われている。厚生年金基金は国や地方公共団体ではないが、国の事業を一部代行している公法人であるので、本件脱退時特別掛金も上記①の要件は備えていると解される。また、上記③についても、前述したように、それを国税徴

収の例により徴収することが可能であり、それを満たしているとみることができる。しかし、前記②については、本件脱退時特別掛金の法的性格は、厚生年金基金が徴収する掛金的一种であり、その掛金は厚生年金基金が代行している厚生年金保険本体の保険料に相当するものであることからすると、租税と同列にとらえることができるかどうか、検討の必要がある。

- (5) 厚生年金基金の掛金は、一般論としては、租税と異なり、掛金負担と給付の受給の間に一定の対価性、すなわち、掛金の拠出（掛金の納付は設立事業所の事業主が行うが、原則として、その半額は法第139条第1項の規定により、加入員が負担）と引換えに厚生年金基金の給付を得ることができるとの関係が認められるので、②の要件を備えていない、とみることができる。一方、本件脱退時特別掛金は、法第139条第1項の規定により、給付を受ける加入員はその負担をせず、また、その納付義務を負う設立事業所の事業主もその納付により積極的な利益を得るわけではないので、これについては②の要件も備えているとみてよいのではないかとの見解があり得る。
- (6) しかし、これについて保険者基金は、「乱暴な言い方をすれば、概ね脱退した設立事業所の加入員に対する将来の給付原資に充当されることになるといってよい。すなわち、脱退時特別掛金は、事業所が基金の設立事業所でなくなった後も、加入員だった従業員に支給される原資を確保する目的で徴収するものであって、広い意味では、当該設立事業所とそこに所属する加入員の利益に資するものといえることができる。」と、申し立てている。このような本件脱退時特別掛金の理解を100%是認することができるかどうかは別としても、特別掛金は過去勤務債務の償却に充てるために徴収するものであり、技術的な理由で加入員に負担を求めることが困難であり、また、本件脱退時特別

掛金が脱退・会社分割時等の一種の清算として、当該設立事業所の事業主と厚生年金基金に残った設立事業所の事業主・加入員との間の負担の公平の観点から徴収されるものであることを考慮すると、本件脱退時特別掛金が一般の掛金と比べ租税により近い性格を有するということはあるとしても、保険料・掛金が持つ、広い意味での対価性はいまだ保持されているとみることができる。

- (7) 以上のことから、本件脱退時特別掛金に租税法律主義が直接適用されることはない。しかし、本件脱退時特別掛金は、当該脱退・会社分割等設立事業所の事業主に掛金納付義務を課し、強制的にその義務の履行を図るものであるから、法治主義、財政民主主義、財産権の保護（特に憲法第29条第2項）の観点から、租税法律主義の趣旨が及ぶべきであると解される（国民健康保険料に関する平成18年3月1日最高裁大法廷判決（民集第60巻2号587頁）参照）。
- (8) それでは具体的に、本件において、租税法律主義ないし租税法規不遡及の原則の趣旨をどのように解すべきであろうか。租税法規不遡及の原則は、租税法規の効力発生前に終結した事実に対しては、その適用はないというものであるが、これは、経済的な不利益を伴う規定に遡及効を認めると、法的関係の安定性を害し、予見可能性を奪い、ひいては法治国家の原理に反することになるということから生じるものであると解される。そうであるから、①当該租税法規の制定・施行がすでにかかなりの確実性をもって予測され、関係者がそれによる経済的利益の侵害をあらかじめ予測しており、かつ、社会一般の通念からみても、そのような遡及的侵害が客観的合理性を持つと認められるような場合や、②既得権を侵害しても、当該既得権が法律上の不備等によるものであって、法がある賦課・徴収をなす趣旨であることが誰の目にも明らかであることから、その侵害は社会通念上当然に受忍すべき

ものとみられている場合には（外国税額控除制度に関する平成17年12月19日最高裁第二小法廷判決（民集第59巻10号2964頁）等参照）、遡及効も例外的に許されると考えられる。そして多くの裁判例も、①の観点から、租税法規の年度内遡及については、それを肯定している（例えば、名古屋高裁昭和55.9.16行集第31巻9号1825頁）。

- (9) そして、医療保険や完全な賦課方式の年金制度においては、各年度内で収支均等が確保されるべきものとされ、そのようなものとして関係者も当該制度をみているので、この観点からも、年度内遡及は広く認めて差し支えないと解される。しかし、本件のような相当な額の積立金を有する厚生年金基金制度は、最終的には収支均等が確保されるべきものであるとしても、各年度で収支均等を図る必要があるわけではなく、過去勤務債務の解消も、その財政運営基準上、3年から20年の有限期間内で行うことが求められているのみである。そして、本件についていえば、前記1の(9)から分かるように、平成〇年度末までに過去勤務債務をすべて解消することが求められていたわけではない。
- (10) そうすると、本件脱退時特別掛金については、単年度の収支均等原則による年度内遡及は認め難い。しかし、前記(8)に示したように、議会の議決が必要な租税法規について会計年度内遡及が認められるのであれば、新たな掛金の賦課のための規約の変更に厚生労働大臣の認可が必要な厚生年金基金の特別掛金においても、上記認可手続にある程度の時間を要することを考慮すれば、少なくとも、年度内遡及は認められるべきであろう。
- (11) このような取扱いは、厚生年金基金制度では、厚生労働大臣の認可を得た場合には遡及適用する旨を定めた規約の変更案の公示、当該変更案が代議員会で議決されたことを記録した代議員会会議録の基金事務所へ

の備え付け等により、前記(8)の予見可能性が担保される仕組みとなっていることから、是認されることである（法第117条第7項、厚生年金基金令第8条、第13条第3項等）。

- (12) しかし、このことは、変更規約の遡及適用が議決されているとの当該会議録の備え付け等があれば、前記1の(6)の厚生労働省の見解が示唆するように、いかなる場合でも遡及適用が許されることを意味しない。規約の変更が議決された日と認可日の間隔が合理的な限度を超えたものであれば、いかに遡及適用の議決があったところで、時の経過とともに、当該議決がそのまま実現するかどうかについての疑念が関係者に生じるのが一般的であるからである。そもそも代議員会の遡及適用の議決からして、相当な期間内に厚生労働大臣の認可があることを前提としてなされたものと理解されるべきものであり、その範囲を超えて認可があった場合、当該議決が有効なものであるかどうかについても疑念がある。また、厚生労働大臣が、一般的な事務処理期間内に認可をしないということは、規約の変更には法的な問題がある等、それをそのまま認可し難い理由があり、それへの対応に時間を要していると考えるのが一般的であり、規約の変更とその遡及適用を相当程度の確実性をもって予見し得る場合とはいえない。そうして、一般論としていけば、破綻回避等やむを得ない事情により、その間に会社分割、営業の一部譲渡等、変更後の規約の対象となる経済行為を行わざるを得ない場合も考えられないわけではなく、そのような場合に、認可までの間長期にわたり、特別掛金の負担が新たに生じるかどうか、その法的関係を不安定にしたまま放置し、事後的な処理に委ねることは相当でない、といえる。

- (13) 以上のことからすると、本件の場合、本件変更規約の議決日は平成〇年〇月〇日であるところ、認可日は平成〇年〇月〇日（注：厚生労働省発年第0331145号の記載上は同年3月31日であるが、この

ような認可日の遡及は、行政手続上相当でない。なお保険者基金は、上記認可が行政行為でないかのごとき主張をしているが、誤りである。) であって、その間に〇年〇月ほどの間隔があることから、保険者基金の設立事業所の事業主や加入員が、それにもかかわらず、議決日からの遡及適用がなされるとの高度の蓋然性があることを予測することが可能であるか、又は、前記(7)の②の要件に該当するものでない限り、厚生労働大臣が3年以上の遡及適用を定めた本件変更規約の認可をすることは適当でないことになる。

(14) そうして、前記1の(8)から、保険者基金は、本件厚生労働省事務処理期間が3年以上にわたるにもかかわらず、その間に本件変更規約について何ら広報をしていないのであるから、保険者基金の設立事業所の事業主等が、本件変更規約がその議決日から遡及適用がなされるとの高度の蓋然性があることを予測していたと言えないことは、明らかである。

(15) 本件会社分割により本件会社に係る加入員の大部分が設立事業所でないb社〇〇に転籍したのであるから、本件会社の今後の掛金支払能力の基盤となるべき人的・物的資本が大きく毀損され、保険者基金の財政なり過去勤務債務の解消に少なからざる影響が生じることは疑いがないところである。しかし、本件会社分割は、前記第2の1から明らかかなように、既に規定のある、任意脱退による特別掛金の負担を回避するためだけの目的で行われた、いわば会社分割を偽装する等の行為とは異なる。そうして、前記1の(4)、(5)、(7)、(10)及び(11)から、本件会社分割当時、本件会社分割が特別掛金の一括徴収の対象とならないとすれば、それは専ら法の不備のためであり、それが徴収されるべきことは当然であるとの社会通念が確立していたとは、到底認めることができない。そうすると、本件においては、遡及適用を可能にす

る、前記(8)の②の要件も満たされていないことになる。

(16) 以上のことから、保険者基金が申し立てるように、本件会社とその他の設立事業所及びその加入員たる従業員との間の負担の公平の観点から言えば、本件納入告知に係る脱退時特別掛金を徴収するのが合理的であるとの側面があることは否定できないものの、本件変更規約に対する厚生労働大臣の認可のうち遡及適用に係る部分は有効であるとは解し難いので、原処分は適法とは認めがたく、これを取り消さざるを得ない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。